

冰雪販売業の振興指針（案）

冰雪販売業の営業者が、食品衛生法(昭和22年法律第233号)等の衛生規制を遵守しつつ、現下の諸課題に適切に対応することにより、経営の安定・改善を図り、もって国民生活の向上に資するよう冰雪販売業の振興指針を策定する。本指針は、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「生衛法」という。）第56条の2第1項に基づき定めるものである。

本指針の作成にあたっては、営業者、組合等の前期間での事業実施状況を踏まえ、補助金、融資、税制等の制度やそれらの改革の内容を盛り込み、営業者、組合等が支援制度の活用への理解を深められるよう、実践的・戦略的な指針となるよう改定を行った。

今後、営業者、組合等において本指針が十分に活用されることを期待するとともに、衛生、経済情勢の変化や意見・要望を反映して、適時・適切に指針を改定するものとする。

第一 冰雪販売業を取り巻く状況

一 冰雪販売業の営業者数の動向

冰雪販売業の許可を受けた施設数は、全国で2,274施設（平成21年度末現在）であり、10年前と比較して1,140施設の減となっている。平成18年度から21年度までの新規営業施設数は887施設、廃業施設数は1,375施設数と廃業が新設を上回っている（厚生労働省「衛生行政報告例」による）。

平成19年10月現在の営業者の規模は、従業者数5人未満の零細事業者が71.0%であり、また、経営者の年齢は、60から69歳が35.8%、70歳以上が33.0%と、60歳以上が68.8%となっている。後継者の有無は、36.4%が有り、61.4%が無しと回答している。また、経営上の課題として（複数回答）、73.9%が客数の減少、27.8%が燃料費の上昇を回答している（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による）。

二 消費動向

家庭用冷蔵庫の普及率については、昭和48年で94.7%となっており、現在ではほぼ100%となっている（内閣府「消費動向調査」による）。また、消費者の節約志向が続いているとの営業者からの回答が多く見られ、販売価格についても競合他社の影響により引き下げを余儀なくされている（株式会社日本政策金融公庫（以下「日本政策金融公庫」という。）「生活衛生関係営業の価格・消費動向調査（平成22年7～9月期）」による）。

平成22年度の夏には、猛暑による需要増により、利用客数が大幅に増大するなど、消費動向の堅調さが伺えたが（日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査（平成22年7～9月期）」による）、季節的要因による特需が顕著に出た事例であって、主要販売先である飲食業の低迷という構造的問題を抱えるなか、依然として厳しい状況にある。

社交業や喫茶店営業において業務用自動製氷機の導入が進んでおり、「純氷」の品質の宣伝等の努力にも関わらず、冰雪販売業への氷の需要が低迷する一因となっている。

三 営業者の考える今後の経営方針

平成19年10月現在で、21.0%が廃業、19.3%が接客サービスの充実、17.0%が価格の見直し、16.5%が経営の多角化、13.6%が広告・宣伝等の強化を回答している（厚生労働省「生活衛生関係営業経営実態調査」による）。

第二 前期の振興計画の実施状況

冰雪販売業については、全国 13 都府県に生活衛生同業組合(以下「組合」という。)が設置されており、4 都府県で、本振興指針に基づく振興計画が策定されている。

このため、振興計画を策定している組合に加入する営業者については、株式会社日本政策金融公庫(以下「日本政策金融公庫」という。)を通じて設備資金、運転資金について、特別利率による貸付を受けることができる。

平成 18 年度から 22 年度までの 5 ヶ年の振興計画を策定している各組合が、4 ヶ年終了時の平成 21 年度末に実施した自己評価は表 1 の通りであるが、各組合の取組みの結果、相当程度の計画内容の達成が見受けられる。

なお、組合が実施する事業の一部については、生衛法に基づく国による助成措置や都道府県生活衛生営業指導センター(以下「都道府県指導センター」という。)が行う支援の対象とされるものであるが、平成 22 年度の行政刷新会議ワーキンググループの事業仕分けにおいて、効果測定が不十分であるとの観点から見直しを求められたことも踏まえ、国による関係の補助金について、政策目的の達成状況が検証可能となるよう事業評価の導入など必要な見直し措置を講じた。

このため、組合及び全国冰雪販売業生活衛生同業組合連合会(以下「連合会」という。)において振興計画を実施する際は、成果目標や事業目標を可能な限り明確化し、達成状況の評価を行うことが必要である。

組合においては、振興計画の内容を広く組合員に周知するとともに、組合・連合会においては、振興指針、振興計画についての広報を図り、組合未加入営業者への加入勧誘、組合未結成の 34 道府県の営業者への組合結成の勧誘を図ることが期待される。

とりわけ、冰雪販売業は組合結成が 13 都府県、振興計画の作成が 4 都府県にとどまるなど、振興指針が制度上活用される営業者の数が極めて限定されたものとなっている。連合会において、組合はあるが振興計画を未作成の 9 都府県、組合未結成の 34 道府県の関係者に対し、振興計画の作成、組合結成への働きかけを行うといった取組みが期待される。

表 1 振興計画の実施状況についての各組合による自己評価

(単位：%)

		達成	概ね達成	主な事業
1	衛生に関する知識及び意識の向上に関する事業	25	75	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生に関する講習会の開催 PL 保険・施設賠償保険等の加入促進 クレーム対応の指導
2	施設及び設備の改善に関する事業	25	50	<ul style="list-style-type: none"> 長引く不況の影響で、後継者確保難で施設・設備の改善に取り組む組合員は少ないが、配送車両等は目的を達成している
3	消費者の利益の増進及び商品の提供方法に関する事業	—	100	<ul style="list-style-type: none"> 苦情相談窓口の開設 営業時間や休日等の表示の指導 商品の価格、用途別の適正表示の指導
4	経営管理の合理化及び効率化に関する事業	—	100	<ul style="list-style-type: none"> 経営管理に関する講習会の開催 確定申告時期の税務相談室開設
5	営業者及び従業者の技能の改革向上に関する事業	75	25	<ul style="list-style-type: none"> 技術改善のための講習会、大会の開催
6	事業の共同化及び協業化に	25	75	<ul style="list-style-type: none"> 純氷の袋や旗の共同購入やインター

	関する事業			ネットを通じての販売促進
7	取引関係の改善に関する事業	75	—	・ 製氷メーカーとの懇談会の開催や純氷まつりの開催
8	従業員の福祉の充実に関する事業	25	50	
9	事業の承継及び後継者支援に関する事業	75	—	・ 純氷研究会の活動において後継者育成支援の実施
10	環境の保全及びリサイクル対策の推進に関する事業	25	75	・ 電動ノコギリ等の騒音問題や水漏れ防止等の指導、緑化基金への寄附
11	少子高齢社会への対応に関する事業	50	—	(未実施も50%と高い) ・ イベントで高齢者、年少者を始め一般の方へ無料で純氷を配布 ・ 少子高齢化のためのアンケート調査
12	地域との共生に関する事業	50	—	・ 地域で実施される行事への積極的参加 ・ 純氷の美味しさをPR

第三 氷雪販売業の振興の目標に関する事項

一 氷雪販売業を取り巻く環境

氷雪販売業は、国民の食生活の充実と日本の食文化の向上に大きな貢献を果たしてきた。一方で、家庭用及び業務用の製氷機の普及が進み、また、スーパーマーケット等との競合関係もあることから、良質な氷として評価が高く、商品の差別化が可能な純氷商品の提供を推進するとともに、顧客である個々の飲食店等の要望に対応して、丸氷、ダイヤアイス等様々な形態の純氷商品や飲食店等に関連する商品を併せて提供することによって、氷雪販売業の社会的・文化的な機能を守りながら、今後の更なる需要の拡大に向け努力することが期待される。

二 今後5年間（平成23年度から平成27年度末まで）における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

純氷を処理及び加工して販売する営業は、その処理、加工及び流通の過程で細菌等の汚染を受けやすく、食中毒等食品衛生上の問題が起こりやすい環境にある。したがって、これらの衛生上の危険を防止し、消費者に対して安全で良質な商品を提供することが責務である。

衛生問題は、一定水準の管理がなされている営業者の場合、頻繁に発生するものではないだけに、発生防止のためにどれだけの必要な費用や手間をかければ十分かについて判断しにくい特質がある。しかし、食中毒等が一旦発生した場合の信用失墜は多大であるため、日頃からの地道な取組みが重要である。また、個々の営業者の問題がそれにとどまらず、業界全体に対する不信感にもつながることがあることから、都道府県の組合及び連合会には、組合員、非組合員双方の各営業者がレベルアップを図られるよう、意識の啓発や適切な指導が求められる。

2 経営方針の決定と消費者・地域社会への貢献

多様化する消費者、とりわけ飲食業の要望に迅速に応えるために、用途に応じた大きさや

形状の氷を提供することを目的として、積極的に新商品の開発を行うことが必要である。

また、純氷に対する認知度を高めることを目的として、純氷の上手な利用方法等を紹介するなど、広告及び宣伝を強化することも必要である。さらに、営業者数の減少により、以前と比較して純氷を購入することが困難となっている現状を踏まえ、「身近で気軽に良質の氷が購入できる氷雪販売店」のイメージを広めるために、地域住民等とのコミュニケーションを高め、必要に応じおしぼりや備長炭などの関連商品を提供することを通じて、純氷及び氷雪販売店の存在を積極的に宣伝することも営業者に求められる視点である。

特に、主力な顧客であるバー、クラブをはじめとする飲食店については、開店準備中の店員不在時でも指定された商品を届けるサービスを提供するなど、顧客との強い信頼関係を前提とした商慣習を取っている。こうした適時適切に顧客の必要な大きさ、形状の純氷を届けるサービスを提供できる強みを広報・宣伝することで、氷雪販売業の高級感を定着させることにつながると考えられる。

3 税制及び融資の支援措置

氷雪販売業は、生活衛生関係営業 16 業種のひとつとして、税制優遇措置及び日本政策金融公庫を通じた低利融資を受ける仕組みがある。

税制については、振興計画を策定している組合が共同利用施設を取得した場合の租税特別措置が設けられており、組合において共同配送用の車輛を購入したり、組合の会館を建て替えたりする際に活用されている。

融資については、対象設備（別表 1）及び運転資金について、振興計画を策定している組合の組合員たる営業者が借りた場合に、日本政策金融公庫の基準金利よりも低率の融資を受けることができる（別表 2）。とりわけ、平成 23 年度予算案には、各都道府県の組合が作成した振興計画に基づき、一定の会計書類を備えている営業者が所定の事業計画を作成して設備資金及び運転資金を借りた場合、より低い低利融資の仕組みが設けられたところであり、特に設備投資を検討する営業者には、積極的な活用が期待される。

三 関係機関に期待される役割

1 組合・連合会に期待される役割

組合及び連合会は、営業者の直面する衛生問題及び経営課題に対して適切な支援をすることが求められる。具体的には、営業者の必要性に即した事業について、独自の財源や国及び都道府県から受ける生活衛生関係の補助金を活用して実施することが期待される。

個々の事業の実施に際しては、計画期間に得られる成果目標を明確にしながら、計画、実施し、その成果については適切に評価して事業を展開することが求められる。

また、個々の事業の効果を最大限発揮するため、都道府県指導センター、保健所等行政機関、日本政策金融公庫支店等との連携、調整を行うことが期待される。

2 都道府県指導センター、日本政策金融公庫に期待される役割

上掲の税制、融資、補助金の有効活用については、多くの営業者が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であることから、都道府県指導センター、日本政策金融公庫において、営業者へのきめ細かな相談・指導を行うことが期待される。

とりわけ、融資については、審査・決定を行う日本政策金融公庫において営業者が利用しやすい融資の実施及び生活衛生関係営業に係る経済金融事情等の把握、分析及び関係団体への情報提供に努めるとともに、日本政策金融公庫と都道府県指導センターが協力して、手続きや計画作成に不慣れな営業者への支援の観点から、きめ細かな融資相談・指導や融資手続きの簡素化を行うことが期待される。上掲の新設の低利融資制度については、各営業者の事

業計画作成が前提とされるため、本指針の内容を踏まえ、各営業者の戦略性を引き出す形で指導をすることが求められる。

3 国及び全国生活衛生営業指導センターの役割

国及び全国生活衛生営業指導センター(以下「全国指導センター」という。)においては、上記各関係者が営業者に対する支援を円滑に行えるよう、助言し、制度の改善を図る必要がある。とりわけ、補助金、税制、融資については、営業者の衛生水準の確保、経営の安定に最大限の効果が発揮できるよう、所要の財源を確保するとともに、制度の不断の改善・改革を行う必要がある。また、国及び全国指導センターには、都道府県や連合会と適切に連携を図り、信頼性の高い情報発信や的確な政策ニーズの把握が求められる。

第四 氷雪販売業の振興の目標を達成するために必要な事項

氷雪販売業の目標を達成するために必要な事項としては、下記の多岐にわたる事項が挙げられるが、各営業者においては、衛生水準確保等のために必須の内容と、戦略的経営を推進するために選択する内容との区別を行い、計画的な事業実施を行うことが求められる。

また、組合及び連合会においては、組合員である営業者の活動支援、消費者の氷雪販売業への信頼向上に資する事業を計画的に推進することが求められる。

一 営業者の取り組み

1. 衛生水準の向上に関する事項

(1) 日常の衛生管理に関する事項

- 衛生規制の遵守
- 食品衛生に関する専門的な知識の取得
- 食品衛生管理者の活用
- 加工機器等の衛生管理の改善
- 店舗及び従業員の着衣の清潔確保、手洗い励行
- 店舗の清掃
- 従業員の健康管理
- 商品の衛生的取扱
- 衛生管理状況の自己点検と結果の店内表示

(2) 衛生面における施設及び設備の改善に関する事項

- 定期的かつ適切に自店の施設及び設備の衛生面の改善
- 衛生的に純氷を処理及び加工、必要な設備の整備

2. 経営課題への対処に関する事項

(1) 経営方針の明確化及び独自性の発揮に関する事項

- 自店の立地条件、客層、商品の特色、技術力等の経営上の特質の把握
- ターゲットとする顧客層の特定
- 重点商品の明確化
- 周辺競合店の情報収集
- 他店とのサービス比較
- 専門店としての独自性の発揮

(2) サービスの見直し及び向上に関する事項

- 純氷の形状、大きさ、配達時刻など顧客の多様化する要望に応えるための商品の品揃え
- 価格の改善、消費者への注文配達

- 個性的なサービスと情報の提供
- おしぼり、備長炭等の関連商品を含む新たなサービスの開発及び展開
- 氷の需要が下がる閑散期における関連サービスの提供

(3) 施設及び設備の改善に関する事項

- 定期的な内外装の改装
- 施設、冷凍設備等の衛生面の改善
- 消費者の安全衛生、従業員の労働安全衛生の観点からの施設、冷凍設備等の整備
- 消費者の要望、省エネルギーの推進、経営の合理化・効率化のための改善
- 賠償責任保険への加入促進

(4) 後継者確保と経営の健全化

- 営業者の自立的問題解決
- 後継者への知識伝授を通じた業に対する興味、販売促進意欲の醸成
- 若い人材活用による新たな経営手法の開拓
- 事業承継に際しての経営合理化、施設・設備の更新、経営形態の見直しなど経営健全化

(5) 情報通信技術を利用した顧客獲得・確保

- インターネット等を利用した注文、予約等の実施
- ホームページの開設とプロモーションの実施
- パソコンを使用した顧客管理情報のデータベース化
- 季節に応じた商品等のダイレクトメール郵送等
- クレジットカード決済、電子決済の導入・普及

(6) 経営診断の活用

- 都道府県指導センター等の経営診断の活用

(7) 個人情報の管理

- 顧客情報の管理

二 営業者に対する支援に関する事項

1. 組合及び連合会による営業者の支援

(1) 衛生知識・意識向上

- 衛生管理の研修会等の開催
- 衛生管理のパンフレット作成等
- 品質保持のための新技術の研究
- ポスター等による消費者広報

(2) 施設・設備の改善

- 施設・設備の改善

(3) 消費者利益の増進・商品の提供方法

- 接客の基本となるマニュアルの作成作成・普及啓発
- 消費者を対象とした純氷に関するパンフレットの作成
- 苦情相談窓口の開設や苦情処理の対応に関するマニュアルの作成
- 消費者に対する地域の冰雪販売業の役割の広報

(4) 経営管理の合理化・効率化

- 先駆的経営事例、地域的経営環境条件、冰雪販売業の将来展望に係る情報収集・提供

(5) 営業者・従業員の技能向上

- 研修会・講習会、定期的開催等教育研修制度の充実強化

(6) 事業の共同化・協業化

- 事業の共同化・協業化の企画立案・指導
- (7)仕入れ方法の工夫、取引関係の改善
 - 専用器具についての連合会による受注生産制度の維持
 - 冷凍庫及び機器等について業者等との取引条件の改善
- (8)従業員の福利充実
 - 労働条件の整備
 - 健康管理充実のための支援
 - 福利厚生の実施
 - 医療保険、年金保険及び労働保険の加入等の啓発
 - 共済制度（退職金、生命保険）の整備・強化
- (9)事業承継、後継者支援
 - 成功事例等の経営知識の情報提供
- 2. 行政施策及び政策金融による営業者の支援及び消費者の信頼の向上
 - (1)都道府県生活衛生営業指導センター
 - 経営改善指導、助言
 - 消費者の苦情・要望を営業者に伝達
 - 消費者の信頼向上
 - 保健所・都道府県と連携した組合加入促進策
 - 後継者育成事業（中高校生を対象とした生活衛生関係営業への理解促進）
 - (2)全国生活衛生営業指導センター
 - 経営改善に役立つ情報データの収集・整理・提供
 - 苦情マニュアルの作成
 - (3)国、都道府県
 - 食品衛生に関する監督指導、情報提供
 - (4)日本政策金融公庫
 - 営業者が利用しやすい融資の実施
 - 生活衛生関係営業に係る経済金融事情等の把握・分析及び情報提供
 - 災害時等における相談窓口の設置

第五 営業の振興に際し配慮すべき事項

氷雪販売業においては、他の生活衛生関係営業事業と同様に、衛生水準の確保と経営の安定の他に、営業者の社会的責任としての環境の保全やリサイクル対策の推進に努めるとともに、時代の要請である少子高齢社会への対応、地域との共生といった課題に对应していくことが要請される。個々の営業者の取り組みが中心になる課題と、関係者が支援することで推進が図られる課題とがある。こうした課題へ適切に対応することを通じて、地域社会に確固たる位置づけを確保することが期待される。

1. 環境の保全の推進

- (1)営業者に期待される役割
 - 設備の改善等必要な措置を講じ、環境の保全に協力
 - 騒音等公害防止に関する法令の理解
- (2)組合・連合会に期待される役割
 - 食品循環資源等の再生利用の仕組みの構築
 - 業種を超えた組合間で相互に協力
 - 組合員以外の営業者への参加促進・普及啓発

- (3) 日本政策金融公庫に期待される役割
 - 融資による営業者への支援
- 2. 省エネルギーの強化
 - (1) 営業者に期待される役割
 - エネルギーの使用に際しての温室効果ガス排出削減に配慮
 - 配達等に使用する車にクリーンエネルギー自動車（ハイブリッド自動車等）を導入
 - 冷凍・冷蔵設備等の機器について、省エネルギー性能の高い機器の導入
 - (2) 組合・連合会に期待される役割
 - 地域における食生活の改善の支援
 - 食品の安全性に関する知識普及の支援
- 3. 少子高齢社会への対応
 - (1) 営業者に期待される役割
 - 少子化が進み消費者が高齢化することを考慮した従業者への教育及び研修の実施
 - (2) 日本政策金融公庫に期待される役割
 - 融資による営業者への支援
- 4. 地域との共生
 - (1) 営業者に期待される役割
 - 地域における街づくりに参加・共生
 - 道路交通法等の新たな法令改正への的確な対応
 - (2) 組合・連合会に期待される役割
 - 社会活動の企画・指導の指導員育成
 - 業種を超えた相互協力
 - 地域における特色ある取組支援

(別表1) 氷雪販売業の営業者等の利用できる施設設備

貸付対象者	施設又は設備
<p>営業者</p>	
<p>省エネルギー設備〔特利③〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽熱利用冷温熱装置 ・ 太陽光発電設備 ・ 風力発電設備
<p>省エネルギー設備〔特利②〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の省エネルギー性能向上に資する設備、機器及び建築材料 ・ クリーンエネルギー自動車
<p>振興設備 〔特利③又は特利③-0.15%〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗等（建築基準法でいう増・改築等及び建物の賃借に要する敷金、権利金、保証金等とする。） ・ 配送用車両 ・ 冷凍設備 ・ アイスクラッシャー ・ 電気鋸 ・ 情報近代化設備（コンピューター、コンピューターに接続する周辺機器、ソフトウェア及び電子商取引関連設備等をいう。） ・ 防犯設備 ・ A E D（自動体外式除細動器）
<p>組 合 振興設備〔特利③〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同情報近代化設備（共同デビットカード関連機器を含む。）

※ 特利②＝基準金利－0.65% 特利③＝基準金利－0.9%
金利については、財投金利を元に毎月改定されます。

※ 基準金利2.25%（平成23年1月17日現在）

(別表2)氷雪販売業に係る融資の概要

貸付条件等	会社及び個人
貸付対象	振興計画認定組合の組合員
貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・設備資金 1億5,000万円 ・運転資金 5,700万円(設備資金と別枠)
資金使途 (貸付利率)	<ul style="list-style-type: none"> ・設備資金 <ul style="list-style-type: none"> 衛生設備(特利③):一般貸付と共通 省エネルギー設備(特利②、③):一般貸付と共通 振興事業特定施設(特利③又は特利③-0.15%) その他の設備(基準利率) ・運転資金 <ul style="list-style-type: none"> 営業振興運転資金(基準利率、基準利率-0.15%)
貸付期間	<ul style="list-style-type: none"> ・設備資金:原則18年以内 ・運転資金:5年以内(特に必要な場合7年以内)
担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・担保:必要に応じて徴する。 ・保証人:原則1名以上
貸付条件等	組合等
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> ・振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合及び同小組合 ・厚生労働大臣が振興指針を告示した業種に係る生活衛生同業組合連合会
貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> ○生活衛生同業組合 <ul style="list-style-type: none"> ・設備資金及び共同購入運転資金: 2億1,600万円 ・営業振興運転資金: 4,000万円 ・振興事業運転資金: 9,000万円 ○同小組合 <ul style="list-style-type: none"> ・設備資金及び共同購入運転資金: 8,000万円 ・営業振興運転資金、振興事業運転資金: 4,000万円 ○同連合会 <ul style="list-style-type: none"> ・営業振興運転資金: 4,000万円 ・振興事業運転資金: 9,000万円
資金使途 (貸付利率)	<ul style="list-style-type: none"> ○設備資金 <ul style="list-style-type: none"> —生活衛生関係営業を営む場合:「会社及び個人」に同じ。 —上記以外の組合事業(生活衛生同業組合連合会を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ・共同利用設備資金(基準利率、特利③):共同情報近代化設備、共同大冷蔵庫等 ・研究設備資金(基準利率):一般貸付に同じ。 ○運転資金 <ul style="list-style-type: none"> —生活衛生関係営業を営む場合:「会社及び個人」に同じ。 —上記以外の組合事業 <ul style="list-style-type: none"> ・共同購入運転資金(基準利率):一般貸付に同じ。 ・振興事業運転資金(基準利率):認定を受けた振興計画に基づく振興事業を実施するために必要な資金及び生活衛生同業組合連合会が振興指針に係る指導事業を行うために要する資金
貸付期間	「会社及び個人」に同じ。ただし、共同購入運転資金は5年以内。
担保・保証人	「会社及び個人」に同じ。